

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十四年六月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

### 法律第五十号 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律

#### (目的)

第一条 この法律は、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進等に係る精神障害者又は同法第六十九条に規定する重度身体障害者、同条第四号に規定する知的障害者又は同法第四十三条第一項に規定する労働者であるものを多数雇用する事業所として政令で定めるもの。

#### (定義)

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者をいう。

2 この法律において「障害者就労施設」とは、次に掲げる施設をいう。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百一十三号)第五条第一項に規定する障害者支援施設、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター又は同条第一項に規定する障害者支援サービス事業(同条第七項に規定する生

活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る)を行う施設

二 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設

三 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二条第三号に規定する重度身体障害者、同条第四号に規定する知的障害者又は同法第六十九条に規定する精神障害者であつて同法第四十三条第一項に規定する労働者であるものを多数雇用する事業所として政令で定めるもの。

4 この法律において「障害者就労施設等」とは、障害者就労施設、在宅就業障害者及び障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の三第一項に規定する在宅就業支援団体をいう。

5 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)又は特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるもの)をいう。以下同じ。)のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。

6 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法(平成十五年法律第二百八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

7 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法(昭和二十一年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

#### (国及び独立行政法人等の責務)

第三条 国及び独立行政法人等は、物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達に当たつては、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るために、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めなければならない。

